

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成29年11月16日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（11月16日）〕

熊取町第4次総合計画の概要について	2
熊取町第3次行財政構造改革プラン等の取りまとめについて	4
宿泊施設の誘致について	13
住民票等証明書のコンビニエンスストアでの交付（コンビニ交付）の導入について	15
指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について	19
町民会館分館の供用廃止並びに教育・子どもセンター執務部署の移転について	21
その他	25
1. “熊取町×大阪体育大学” DASHプロジェクトについて	25
2. 平成29年人事院勧告への対応について	27
3. 下水道事業会計における地方公営企業法適用の取組状況について	29

議 員 全 員 協 議 会

月 日 平成29年11月16日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	企画部長	貝口良夫
	企画部理事		企画部理事	
	兼シティプロモーション	明松大介	兼財政課長	東野秀毅
	推進課長		総務部長	南和仁
	企画部理事	北川裕一	総務部理事	塩谷義和
	総務部理事	林利秀	住民部統括理事	吉田潔
	住民部長	藤原伸彦	健康福祉部長	小山高宏
	住民部理事	田中耕二	健康福祉部理事	木村直義
	健康福祉部理事	山本浩義	都市整備部理事	大西宏
	都市整備部長	泉谷徹	上下水道部長	山戸寛
	会計管理者	中谷ゆかり	教育次長	阪上清隆
	兼会計課長		教育委員会	亀坂典夫
	上下水道部理事	永橋広幸	事務局理事	
	教育委員会	吉田茂昭	総務課長	原田哲哉
	事務局統括理事		税務課長	阪上高寛
	政策企画課長	橘和彦	環境課長	島尾学
	人事課長	道端秀明	水とみどり課長	庭瀬義浩
	住民課長	山戸由紀美	生涯学習	
	健康・いきいき	石川節子	推進課長	立石則也
	高齢課長		書記	藤原孝二
	下水道課長	山田卓幸		
事務局	議会事務局長	北川雄彦		

案 件

- 1) 熊取町第4次総合計画の概要について
- 2) 熊取町第3次行財政構造改革プラン等の取りまとめについて
- 3) 宿泊施設の誘致について
- 4) 住民票等証明書のコンビニエンスストアでの交付（コンビニ交付）の導入について
- 5) 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について
- 6) 町民会館分館の供用廃止並びに教育・子どもセンター執務部署の移転について
- 7) その他
 1. “熊取町×大阪体育大学” DASHプロジェクトについて

2. 平成29年人事院勧告への対応について
3. 下水道事業会計における地方公営企業法適用の取組状況について

議長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（坂上巳生男君）本日の案件は、熊取町第4次総合計画の概要についての件ほか5件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

本日の会議については、案件の終わられた皆様は会議の途中でも退室していただいて結構ですので、申し添えておきます。

それでは、案件1、熊取町第4次総合計画の概要についての件を説明願います。橋政策企画課長。政策企画課長（橋 和彦君）それでは、熊取町第4次総合計画の概要についてご説明させていただきます。

本計画につきましては、昨年の6月議会以降、全ての議員全員協議会におきまして策定方針等の説明や経過報告、また審議会が終了しましたら議会への資料提供ということで、これまで取り組みを進めてきたところでございます。なお、その審議会におきましては、全10回に及ぶ会議が先ごろ終了したところでございまして、11月2日に審議会の会長より町長に対して答申を提出されたところでございます。

つきましては、熊取町第4次総合計画における基本構想並びに基本計画につきまして12月議会に議案として上程を予定させていただいております。本日はその定例会に先立ち、第4次総合計画の基本構想及び基本計画の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、先ほどもこれまでの策定経過ということをご説明させていただいておりますが、直近の9月議会の会期前議員全員協議会での報告以降の経過につきまして、改めてご報告させていただきます。

8月28日に第9回の総合計画審議会を開催し、パブリックコメントにかけるための基本計画案につきましてご審議いただき、9月11日から10月10日の1カ月間、基本計画のパブリックコメントを実施いたしました。その結果、24名の方から53件のご意見をいただきまして、一部のご意見を基本計画に反映させていただくとともに今後の事業推進の参考とさせていただくことで、10月31日に第10回の総合計画審議会を開催いたしました。この審議会におきまして第4次総合計画基本構想及び基本計画の答申案を最終ご審議いただきまして、了承が得られたところでございます。それを受けまして、先ほども触れましたが、11月2日に審議会の会長から答申をいただきました。今般の計画策定の経過におきまして、まちづくり懇話会に始まりまして、4名の町議会議員にもご参画いただきました総合計画審議会、また2度のパブリックコメント、基本構想及び基本計画でそれぞれパブリックコメントを実施いたしました。多数のご意見を頂戴したところでございます。このように多数の方々の参画により、今回の案として議会のほうに上程させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、提出いたしております資料に基づき、概要に触れさせていただきます。

まず、資料の左側をごらんください。

序章におきまして、計画策定の前提として、ごらんのとおり7つの本町の特徴を改めて整理しております。また、本町の特性のみならず、現状置かれています本町を取り巻く社会経済情勢の変化

ということを8つの視点を踏まえて整理させていただきました。これらの本町の特徴、また社会情勢の変化を受けまして、今後取り組むべき次代のまちづくりの視点ということで9項目の視点を取りまとめたところがございます。あわせて、総合計画策定の方針、これは議員全員協議会でもご説明しましたとおり、今回の計画策定の方針をあわせまして総合計画の序章として取りまとめたところがございます。改めての確認となりますが、本総合計画につきましては平成30年から39年の10年間の計画であり、計画の構成は、本町の目指す将来像や施策の大綱を定める基本構想、基本構想の施策の大綱に沿った施策の方向性を定める基本計画、具体的な事務事業を定める実施計画の3層で構成しております。

続きまして、資料の中央でございます基本構想でございます。

これまで整理しました序章を背景としまして、基本構想においては、まちの将来像を「住みたい住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」としまして、そのまちの実現に向けて、本町の現状分析としまして人口面、また財政面の状況に触れております。

こうした厳しい状況、人口減少、財政も厳しい状況の中ではございますが、まちづくりの進め方としまして3つのテーマを示しております。それが効果的・効率的なまちづくり、協働のまちづくり、地域特性を活かしたまちづくりの3つのテーマです。厳しい財政状況におきましても効果的、効率的な取り組みにより事業を推進することにより、住民福祉の充実を図っていくこと、また、第3次総合計画におきましても協働の理念ということを打ち出しておりましたが、さらなる協働の推進によるまちづくり、そして本町の特徴である大学を軸とした地域特性を生かしたまちづくりを、事業の推進に当たってはそれぞれ根底に置いて取り組むことを示しております。また、ハード面となりますが、今後の都市形成の方向性として、良好な住みよいまちであることを前提としまして、これまでの住宅都市、学園文化都市の維持、発展と移動利便性の向上を目指すことを示しております。

そして、こうした3つのまちづくりの進め方、都市形成の方向、これらを取り組んでいくための5つの施策の大綱として、5分野に分けてございます。それが、一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち、まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち、だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち、住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまち、健全で安定した持続可能なまちとして、まちづくりを進めていくことを基本構想としてまとめたところがございます。

そして、資料の右側をごらんください。

この施策、基本構想を受けまして、基本計画として取りまとめてございます。基本構想の先ほど示しました5つの施策の大綱、これを具体化するために、その取り組むべき方向性をごらんとおり、さらに31の分野に分けて取りまとめております。基本計画では、目指すべき10年後のまちの姿、現状と課題、目標を達成するための施策、成果をはかるための主な指標と、4つの内容をそれぞれの分野ごとに示してございます。例えばでございますが、大綱1では住民協働・住民参画、地域コミュニティ、防犯・交通安全・消費生活、防災、男女共同参画・多文化共生、平和・人権の6つの分野にそれぞれ分けております。同様に大綱2以降、大綱2では5つ、大綱3では6つ、大綱4では10、大綱5では4つの分野をそれぞれ細分化し、それぞれにおきまして先ほどご説明した4つの内容を基本的な方向性としてそれぞれ示しているところでございます。

なお、基本計画で示した施策の方向性を受けまして、具体的に事務事業を実施していくため、これまでのとおり3年区切り、3年ごとの実施計画というのを今後定めてまいります。予算の裏づけを持ち、事業推進を図ってまいりたいと考えております。なお実施計画については、3月末までに策定を目指して現在作業に取り組んでいるところでございます。

概要ということで、説明は以上でございます。12月議会におきましてご審議いただくのは、要議決事件条例に基づきまして、第4次総合計画、今概要を示させていただいた中で基本構想及び基本計画となっておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂上巳生男君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町第4次総合計画の概要についての件を終了いたします。

次に、案件2、熊取町第3次行財政構造改革プラン等の取りまとめについての件を説明願います。
東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、熊取町第3次行財政構造改革プラン等の取りまとめにつきまして、前回ご審議いただきました8月24日の議会全員協議会以降の経過からまずご説明いたします。

前回の議員全員協議会以降、町議会から改革項目の提出を受けまして、それを素案に加え、10月にパブリックコメントを行いました。住民の皆様からご意見を頂戴し、また11月8日の第3回行政改革審議会での審議を経て、過日プランに対する答申をいただいたところでございます。

まず、同プランに係るパブリックコメントについてですが、町の考え方をまとめておりますので、資料でご説明します。A4、3枚、両面印刷の資料をごらんください。

まず、パブリックコメントの結果でございますが、プラン（素案）に対する意見として13件、本町の施策等に対する個別具体的な意見、要望が19件ございました。

資料の1ページの中段、①計画（素案）に関するご意見、ご提案と町の考え方をまとめておりまして、一番左側の列が通し番号となりますので、主な点を順次ご説明します。

最初に、1番と2番目につきましては図書館への指定管理者制度の導入についてのご意見です。国は、社会教育施設への指定管理者制度導入は見合わせるとしていること、かつては町の教育委員会が指定管理者制度は図書館になじまないという方針を示したことに対しまして、図書館運営は民間委託になじまないというご意見でございます。これに対して町の考え方といたしましては、町は、ある程度慎重な姿勢があることは認識しています。また、かつては指定管理者制度が図書館になじまないという方針を示していたこともありますが、一定の年数が経過したことや民間事業者のノウハウを活用することができる指定管理者制度の導入について、改めて検討する必要があるとまとめております。

次に、3番目、福祉関係についても指定管理者制度を導入することは危険ですというご意見を頂戴しました。このご意見につきましても図書館同様、民間事業者のノウハウを活用できる指定管理者制度の可能性について検討する必要があるとまとめさせていただいております。

2ページにお進みください。

4番目です。公有地の売却を行う際には、住宅地への転用を条件にすべきですというご意見です。このご意見につきましては、人口増につながる方向性を持つことは重要な視点と考えますが、一方では用途を制限した場合の影響も考えられますので、今後の検討課題としております。

続きまして、5番目です。インバウンドを迎える民泊の推進、ホテルの誘致、IT企業の誘致を進めるというご意見です。ご意見のホテル誘致は、現在、宿泊施設誘致条例を制定し誘致に向けて取り組んでいること、民泊、IT企業の誘致については今後の参考とさせていただくとまとめさせていただきます。

次の6番目、7番目はふるさと納税に対するご意見です。お礼の品の拡充と用途を寄附者に選んでいただくことにより、寄附額をふやすよさというご意見です。まず謝礼品に対しましては、平成29年度8月末現在で108品目に拡充しており、今後も地場産品に限定することなく随時追加していくこと、また、ふるさと寄附の人には自由記載欄もありますので、寄附いただいた方の意思はそこで書いていただけるとまとめております。

続きまして、8番目です。保育料の値上げについては反対とのご意見です。このご意見に対しま

しては、国における幼児教育無償化実現に向けた動きがありますので、今般このご意見を受けましてプランを修正しますとまとめております。プランの修正内容につきましては、後ほどまとめてご説明いたします。

次の9番、10番は図書館における使用料の徴収に関してですが、図書館法の規定により反対とのご意見です。ご意見に対しましては、図書館は使用料徴収の対象には入っていないとまとめさせていただきます。

次の11番は、新たなサービスを展開するよりも必要なサービスを削減せずを守るべきではないでしょうか、また、議会だよりのカラー化は必要がないとのご意見でした。新たなサービス展開につきましてはアクションプログラムの策定の参考にさせていただきますということと、議会だよりの件につきましては、事務局を通じて、頂戴した考え方を載せさせていただきます。

3ページの12番、改革の目標についてということで、基金残高の目標に加えて起債、負債を含めた計画にすればよりわかりやすいのではとのご意見を頂戴しました。このご意見に対しましては、現在の町債現在高が本町の規模に対して過大ではないこと、起債に関する財政指標につきましては現状比較的良好な状況であることから、町債の減少の推移等を項目のプランの目標として設定しておりませんとまとめております。

次の13番ですが、プランでは特別会計についても一部言及しているが、特別会計にも基金、借金は無いのかとのご意見です。ご意見のとおり、特別会計の中には基金、起債を保有するものがございます。町債、ここでは企業債と説明しておりますが、を保有する会計は水道事業会計と下水道事業特別会計であり、いずれも公営企業として、その経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものとして運営していることから、今回のプランでは言及しておりませんとまとめております。

それ以降、②につきましては本町の施策等に対する個別・具体的な意見・要望でございますが、説明を省略させていただきます。

次に、熊取町行政改革審議会から答申を受けました熊取町第3次行財政構造改革プランについての内容変更につきましてご説明します。

15ページから成る、表紙中ほどに「(答申)」と書かれた資料でございます。ごらんになってください。

今回、前回の議員全員協議会でごらんいただいた素案から3カ所修正点がございます。

1つ目が、8ページをごらんになってください。

(3)の7番、単独事業(投資的事業以外)の削減の推進内容中3行目に、前回の議員全員協議会での審議を踏まえ、「事業効果や」という5文字を追加しております。結果、「事業効果や政策的な必要性を精査のうえ見直す」ということで、この5文字を追加してございます。

続きまして、2つ目となりますが、10ページをごらんになってください。

こちらも素案段階では、10ページの(5)受益者負担の適正化の22番目としまして保育料の見直しという項目がございました。推進内容では、待機児童ゼロ政策を維持するために近隣自治体との比較等を踏まえつつ、国基準へ段階的に引き上げるという推進項目がございました。先ほどのパブリックコメントでもご説明しましたが、国における幼児教育無償化実現に向けた動きがあることから、今般改革項目から削除してございます。

最後に、3つ目ですが、12ページの議会における改革として30、31の2項目を加えさせていただきます。

以上、プランの中での修正点となります。

あと、現時点では骨子の段階ですが、ご参考までに第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」を今回お示ししております。こちらの骨子というほうをごらんになってください。

この骨子は、先ほどご説明しました行革プランの実行計画となるものを本年度中に取りまとめるに当たり、作業中ではございますが、現時点で取りまとめたものでございます。今後、取り組み項

目の追加や削除、平成30年度から5年間の年度ごとの取り組みを加えることにより、最終的なアクションプログラムとして年度内に取りまとめる予定でございます。本日は、主に具体的な取り組み項目名と現状における効果額をまとめた途中経過の内容となりますが、皆様方にごらんいただいている次第でございます。表紙の下段にもございますが、今後、本文の記述や改革項目の内容、数値が大幅に変更となったり、項目自体の追加、削除が生じますことをご了承方お願いいたします。

それでは、表紙を1枚めくっていただきまして、1ページをごらんになってください。

まず、アクションプログラムでは、1番目としまして意義・性格、こちらではプランの具体的な取り組み内容と効果額を記載していくということを記しております。2番目としましては、計画年度をプランと同様、30年から34年までの5年間の計画とすること、3番目としまして、プログラムを取りまとめるための基本的な考え方として9項目を記載してございます。

2ページをごらんになってください。改革の数値目標は達成見込みを記載しております。

数値目標の1につきましては、持続可能な行財政運営、財政収支のバランスの確保ということで、計画の最終年度におきましては、取り組みの成果による単年度収支不足額と累積赤字の解消を図るとしております。

数値目標の2におきましては、財源調整機能の確保ということで、ここでは、年度中の経済状況の変化や災害等の不測の事態に対応するため、本町の主要基金である財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金の3基金の34年度末の基金残高を6億円とすることとしております。

次に、数値目標の3でございます。投資的事業の計画的な推進としまして、投資的事業の総額を抑制することにより財政収支の改善に寄与するため、5年間の総額を第2次行革と同様に現状30億円と置いております。

続きまして、3ページをごらんになってください。

次に、数値目標の4でございます。人件費の見直しにつきましては、事務の見直しにより業務を削減し、現時点では新規採用者を定年退職者のおおむね2分の1に抑制し、人件費を削減することを目標としております。

続きまして、その下、5番目としまして、このアクションプログラムの推進により改善させた財政状況を、取り組み後の収支推計として今後編集して、この中に組み込む予定でございます。

最後の6番目になりますが、アクションプログラムの進行管理として、年度ごとに取り組みの実績報告や、広く町のホームページなどでの方法で提供してまいりたいというふうに考えております。

4ページにつきましては、5ページ以降に掲載している取り組み項目についての分野別の現状の効果額をまとめております。まだまだ効果額が上がっていない分野もございますが、これからの策定作業の中で、より取り組み項目の追加や効果額も加えてまいりたいというふうに考えてございます。

5ページからは4つの数値目標を達成するための取り組み項目を分野別に構成しているものですが、5ページから7ページは重点改革項目であり、8ページからはその他の改革項目という形で2部構成としております。

また、13ページの下段の部分には分野別の効果額ということで、先ほどの4ページの再掲となっております。さらに、その表の下に米印がございますが、こちらにつきましては、目標効果額の表の中いわゆるバー表記になっているものは、効果額が生じないものに加えまして、現在、効果額の精査中という状況の表記としてございます。

最後の14ページにつきましては、先ほどご説明したプランの6ページに記載の行革取り組み前の収支推計でございます。アクションプログラムが最終的に編集されて取りまとめられる際には、この後ろに取り組み後の収支推計という形で一つの表がつけ加えられるという構成を予定してございます。

今後の予定としましては、プランにつきましては12月定例町議会に議案として上程予定でございます。また、アクションプログラムにつきましては、さらに内容を検討し、行政改革審議会、2月

中の会期前議員全員協議会、あとパブリックコメント等を経て年度内策定を目指してまいりたいと考えております。

以上で、案件の2、熊取町第3次行財政構造改革プラン等の取りまとめにつきましての説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）先ほど第3次行財政構造改革プランの説明がありましたけれども、今回5年間で22億円の削減が見込まれるということで、これはかなりの努力だと思います。先ほどの熊取町総合計画もそうですが、アクションプランもそうですけれども、いわゆる町税を高めるための施策検討ということで、議会でもいろいろテーマとして提言されております転入近居定住促進策が27年に中断されて、そのままとまったままになっておりますよね。その成果については副町長を初め、ありという発言をされておりますけれども、いずれの計画を見ても、その部分が強化されるとか現状でいくのか、人口は減少してきているけれど、それに対してどういう手を打っているかというのほども読めないんです。ただやんわりと人口減少を抑える住みやすいまちづくりをするということは書いてありますけれども、やはり一番大きな効果として転入転居、それから近居の補助政策というのが27年度もあって、それが中止になったことについての評価が本当にされているのかどうかということと、それがどこにも強化策としてうたわれてなくて、熊取町はこのまま人口は低下していてもいいのではないかというような、そこに手を打たないのではないかとこのところが目についたんです。その辺はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）ただいま重光議員からいただきました件につきましては、9月定例会におきまして議員各位からご提案のありました転入定住促進策、また未来への投資といった観点、さらに一方で身の丈に合った持続可能なまちづくりといったただいまの行革の観点、これらも考慮しながら現在新たな転入促進策の検討作業を行っているところでございまして、またその具体的な内容につきましては3月定例会前の2月の議員全員協議会でお示しいきたいというふうに考えております。現時点は、ご提案のありました3世代同居近居支援策であったりとか、また起業支援というような、そういった側面で何とか熊取町に新たな人口の流入を生み出すような、そういった観点を施策を考えているところでございます。

そういったところで、第3次総合計画におきましては今後、そちらの施策が固まってまいりましたら当然アクションプログラムに追記してまいりまして、イメージとしましては、転入促進策のみならず、当然これらの行革、また第4次総合計画で行う施策、これらによって持続可能なまちづくり、人口増加というところも当然加味した、そういった全体的に人口が上がっていくことによって効果を上げていくといった観点もこの中に加えていく作業を今後検討しておりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今後、より詳細の検討をして計画の中に記入していくということですが、やはり大きな施策として、テーマとして上げていただきたいと思います。

もう一点は、アクションプログラムの6ページに第9番目の項目として保育所の民営化及び統廃合ということで、保育所の需要等を踏まえ、民営化や統廃合について検討するというのがあるわけですが、現時点で保育所自体がやはりキャパシティがもういっぱいであるというのが現状なんです。保育士が不足していて、保育士が来てもらえないと今、待機してもらっている児童が受け入れられない状況に実際なっているわけです。それに対して、保育所の民営化、統廃合ということも挙げるよりも、熊取町は住みやすいまち、子育てのまちということをうたい出しているのであれば、保育施設について待機児童が出ない、実際、今はもう0歳児の待機はたくさん出

ているわけですよ。そういうものがない状況をつくり出そうということについての町全体の方針が出ていないんじゃないかなど。たくさん転入してきてください、待機児童もないですよというようなことはPRしてきているけれども、来たら保育所に入れないという状況があるというのは何人かおられるわけで、そういうのが出ること自体がおかしく、余力のある保育施設にしておかないと、民間のほうはいっぱいいっぱいやっていきますので、町のほうがある程度の余力を持ったところ、それを吸収できる状態にしないといけないと思うんですが、その辺ができていない。来てください、住んでくださいやけれども受け入れが十分でないところがあるんですよ。

その辺の検討をもうちょっと強化して、民営化や統廃合というのはもちろん効率的には重要でしょうけれど、キャパシティー自体をどうするのかということと、民間に任せただけの場合、保育士の待遇というのは給料面で非常に悪いわけですよ。そういう意味で、民間が保育士を確保していくのがいっぱいいっぱい状況であるときに町立の保育所がどこまで余力を持てるか、この辺は、どこまで余力を持った管理ができるかということももちろん検討せなあかんわけですけど、その辺の熊取町の幼児を受け入れる能力の確保について、やはり検討が不十分じゃないかと。これは喫緊の課題だと思うんです。当面ぎりぎりの綱渡りで来ているから何とかいいわという状況でしか理解できない状況があるんですけど、その辺はどのように考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）保育所民営化及び統廃合という項目についてでございますけれども、今、議員がご指摘ございましたように、そのキャパ、受け皿につきましては、当然、定員というのはまだ余裕があるのは事実でございます。ただ、保育士は再々広報等で募集しておりますように、いかにせん保育士が不足というところで受け入れがぎりぎりの状態をここ数カ月推移しているという状況でございます。

待機児童というところで、国が示してございます基準の待機児童というのはこの11月1日時点においてもゼロでございます。ただ、今、議員がおっしゃりましたように入れない、ただ、その中には例えば特定の保育所だけをご希望される方も中にはいらっしゃいます。ほかの保育所ではまだあきはあるのでこちらはどうかとご案内するんですけども、特定の保育所だけ、そういったお子さんにつきましては基本的には待機児童という概念から外すということになっておりますので、一般的に言われている待機児童という中では、11月1日現在は本町の場合はゼロという形になってございます。

ここ数年、保護者の方の働き方の変化といいますか、やはり低年齢児、0、1歳児の方の年度途中での入所の申し込みというのがここ数年ふえてきておるというところで、低年齢児の受け入れというところが非常に保育士がなかなか思うように募集しても集まらないというところで、苦慮しているのは事実でございます。ただ、今後、人口推計等にもありますように、児童もそう多く極端にふえることはないという中で、やはり保育の需要と供給のバランス、町全体の、当然民間保育所も含めてでございますけれども、需要と供給のバランスというところも考慮して、今項目に掲げさせていただいております保育所の民営化及び統廃合を今後検討していきたいというふうな形で、この項目として掲げさせていただいているところでございます。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、重光議員からおっしゃっていただきました待機児童のないように保育所を運営していくというところで、今、理事からお話しさせていただきましたように、保育士の確保というところも一つの今の現状の課題でございます。そういったところでは、町からもいろんな情報を発信しながら、ホームページでもそうですし我々職員もそうですし、皆さんに保育士の募集という観点からも広く議員の皆様方にもお願いをさせていただきながら確保していきたいなど。施設のキャパはございますので、そういったところの保育士の確保というところも十分に考えていきたいなど。そういう中でも、やはり近隣との条件面、そこに来ていただく臨時職、そういったところの観点もございまして、そこも十分、近隣の状況も調べながら、町のほうでもどういうふう

取り組めていくのか、そういうところも検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、小山部長がおっしゃったように、いろいろと検討をさせていただいていると思うんですが、やはり保育士の確保ということで、近隣と条件が熊取町が悪いというのはもう町長も認識されていると思います。いろんな仕事がある中で、今の状況の中で保育士の特に臨時職員として採用される場合の給与等を近隣と合わせていく、町内でもほかの職場とは差をつけていく、これは先生方の学校関係者等にも関係するかもわかりませんが、臨時職として保育士の給与面での改善、特に通勤費についても熊取町は認めておりませんし、そういうところで待遇面を見直していく必要が、これは全庁的な臨時職員の給与の取り扱いということで、保育士の位置づけというのを見直していく必要があるかと思うんです。そういう意味で、基本的なところも見直して、保育士が熊取町だけではなくて民間を含めて一体となって保育士の境遇面を改善していかないとはいけないと思うんですが、その辺で近隣、特に泉佐野市と比べて人が確保できるかどうか、それだけの人、財源が確保できるように、その辺も含めて職員の臨時職の地位と、それからその辺の財源についても十分に見直しをさせていただいて、熊取町で転入者が安心して子育てできる状況をつくり出せるというところを検討していただきたいので、その辺の検討もされていると考えてよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）議員おっしゃられたように、保育士、特に臨時職員の方、単価につきましては毎年、近隣市町村の状況もつかみながら決めている状況でございます。ただ何分、財源も必要なことですから、その辺は一気に一番上につければいいんですけれども、そういった事情もありまして、一番下ではないというのは自覚しているんですけれども、なかなか厳しい面も確かにあることはあります。

ただ、今申し上げましたように、毎年そういった情報もつかみながら一定やはり上位で推移しておきたいという気持ちはございますので、そこは一定そういうことで今後も進めてまいりたい、保育士の確保に努めてまいりたいと考えてございます。ご理解よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）泉佐野市がいろんな面で頑張ってきている。岸和田市等も頑張っておりますけれども、ただ、熊取町の存在感というのがだんだん薄まってきている可能性があるんですよ。やっぱり子育てのまちというならば、子育てのまちとして幼児を十分に受け入れられる施策をやっているんだよというところを売りに出さないといけないと思うんです。ただ周辺と比べてまあまあのところやなというので、これでいこうというような感じでは、やはり熊取町のアピールするべき点というのはそんなにたくさんないわけですから、子育てのまちというのを強化しているのであれば、そこは近隣と比べてもトップを走っていいんじゃないかということを含めて見直しを強化していただきたいというのを要望しておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）骨子のほうの10ページなんですけれども、45番の要保護・準要保護就学援助のことで、近隣の状況を踏まえ、現行制度を見直すと書いてあるんですが、その点ちょっとご説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）これは行財政構造改革アクションプログラムですので、6月議会で、江川議員から質問いただいた後、会派の議員に説明させていただきましたが、書いておりますように、周辺市町村の状況を見て、本来的に要保護に準じた要保護の就学援助、学校に通学するのに苦しい状況であるからそれを援助させていただくという本来の視点に戻った見直しを考えているというところで、近隣の市町村に比べまして突出した部分もあるんじゃないかという考えに基づいての見直しという項目で書かせていただいているところです。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）先ほど重光議員もおっしゃったように、熊取町は子育てのまちということで売りにしているんですが、昨今子どもの貧困問題もある中で、今のご説明であれば近隣と同じような状況だから今優遇されているという表現だったんですが、上乘せしている部分を押しなべてよそと変わらないようなものにするということですね。ちょっとこれはいかがなものかなと。やはりその辺は、子育てのところは手厚くお父さんお母さん、保護者の方の支援も含めて、これは入れるべきではないなと思います。

それと、11ページの52番のところ、1,182万5,000円の目標効果額があるということで、地方税徴収機構に参画することによってこれだけ節約というんですか、効果が上がるということなんですが、これ、もう少しご説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）項目52番の目標効果額の1,182万5,000円でございますけれども、これは、左の欄に大阪府OB職員の任用を終了しということで書いてございまして、このOB職員の任用、報酬を5年間でこれだけの金額が削減されるということで、金額として上げさせてもらったものでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。じゃ、別途、地方税徴収機構に参画することにより金額が発生するということでしょうか。

議長（坂上巳生男君）塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）それは、おっしゃるとおり、今後その件については精査して、効果額を見定めていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）6ページの一番下のふるさと納税の推進で9億7,500万円ですか、これは寄附額なのか基金に積む額なのかということと、30年から34年までとなっているんですけれども、これは最終の年度にこれだけ約10億円ぐらいを積むということなのか、それとも年2億円ずつ積んでいって10億円ですよということなのか、どちらでしょうか。

議長（坂上巳生男君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）ふるさと納税の推進に関しましては、今、議員ご指摘の後段の分で5年間の累計という前提でございます。現時点で、先ほど財政の担当理事からございましたとおり、まだ数字は精査中というところがございますが、一応今年度、29年度のふるさと寄附の目標を一旦3億円として、入は予算を計上しておりませんが、歳出として謝礼品の予算とか確保しております。ですので、年間3億円を一旦目標、5年間で15億円、ただし先ほど言いました謝礼品として返礼していく部分が3割ないしは4割ぐらいの経費率もかかっておりますので、それを差し引いた部分として5年間で累計で9億7,500万円を一旦今見込んでいるというところでございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）アクションプログラムの骨子の表紙に書かれてある文言のところ、先ほど説明の中でも言っておられたんですけれども、この分につきましては本文の記述や改革項目の内容、数値が大幅に変更となったり、項目自体の追加・削除が生じますということで、今まだ検討中だということがあるわけなんです、これ、本決まりになるのはいつですか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）説明の中でも少し述べさせていただいたんですけれども、きょうこういう形でお見せさせていただいているのが、本来、プランが12月にかかるというわけで、実際、前回の議員全員協議会でもなかなかこれは具体的なものが見えにくいというお話もありましたので、今回骨子という、こういう作業途中ですけどお見せしたような次第なんです。そういう中で申し上げますと、まずはプランができ上がって基礎ができて、その上の上っていくというのがアクション

ンプログラムということであれば、当然、プランができ上がった後、並行に作業しておりますけれども、基本の策定用途は3月、年度内目標なんです。今回こういう形でごらんになっていただいてご意見を頂戴する部分とかがあろうかと思っておりますけれども、そのあたりを踏まえて並行に今現在30年度の予算編成もやっております、この中のかかわる項目も右へ行ったり左へ行ったり振れておりますので、そのあたりも精査した中で、おおむね素案として5年間の計画を立てつけたものとして編集できるのは、やはり1月になろうかなと思っております。それ以降に、また審議会、あと2月の会期前議員全員協議会でもまた素案という形でごらんになる機会があろうかと思っております。さらにパブリックコメントも同じようなタイミングとする形になろうかと思っておりますけれども、そのあたりのご意見を頂戴したものを加えたものを最終、3月中に成案としてまとめたいというスケジュール感を持っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。プランの中で5年間で累積赤字19億5,800万円を解消するという中で効果額があるものということで、今アクションプログラム、このように一応一覽として作成していただいて、今回この分の中では、この19億円の赤字解消に見合う形での数字22億円というものが効果額が上がりますよというものとして一覽表を示していただいたかと思うんですけども、今のお話でしたら年度内には、1月にはちゃんとした5年計画になって、30年度から34年度までの年間になっていて効果額何ぼという5年計画の分を出していくというものが1月には示していただけるというところになるわけですね。だから、今言う今挙げていただいた項目について、これはやっぱり改革、アクションプログラムでは入れてほしくないなというのは、今ここで言わんとあかんということですよ。

であるならば私としても意見としては、この間の審議会の中で委員が言っておられた意見もあつたんですが、9ページの学校給食の給食場のあり方の検討とか、これはやっぱり今、単独調理室があつて温かい給食をいただける、おいしい給食をいただけるというのは熊取町の売りなんで、転入促進策の中の一つのメニューでもありますので、これを老朽化したからこのあり方を検討するというのは改革の中から外していただきたいなというふうに思います。それと、10ページの44番の自動車改造費助成事業の見直しというの、福祉施策の見直しというのはやっぱりちょっといかなものかなというふうに思います。今、省いてほしいなと思ったのはその2点なんです。

あと聞きたいこともあるんですけど、9ページの新年互礼会の一時休止、これは何で一時なんですか、もうずっと休止してもいいん違うかなというふうに思うんですけども、その辺のことで

それと、上の32項目めの、教えてほしいのは、予算の2期配当の廃止という、現行の2期配当というのはどういうことなのか、その辺のところを教えてください。

議長（坂上巳生男君） 東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君） 予算というのは通年予算、毎年3月に議決いただいて、4月から各担当課のほうで執行、事業を進めていくわけなんですけれども、その中で工事等で資金の関係とかで比較的上と下というのは振り分けして、その中で計画的に執行していただきたいという、そういう振り分けしている部分があります。ただ、これだけ業務が効率化していく中でいいですよと、なかなか下でしていたものを上に持ってきて執行するほうがいい、そのあたりのところを融通をきかすというところで、内部的な決裁でそのあたりは動かすことはできるんですけども、そういう面も一つ取っ払って、通年で各予算の執行をフレキシブルに対応していただけるやり方も効率化を図る面ではその一つかなということで今回上げさせていただいているということで、これで特別何か効果額が上がるというわけじゃないんですけども、事務の効率化ということで入れさせていただきました。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）渡辺議員の今のご質問も含めて全般的な質疑に対しての補足をさせていただきたいんですけども、基本的に議員各位におかれても十人十色というか、千差万別のご意見、ご要望あるいは考え方をお持ちということは十分認識しております。ただ、町が財政的に非常に厳しい環境下にあるということは一方でご認識いただけておるものと。町議会、行政、そして住民の皆様と一体となって改革に取り組んでいただく、不退転のそういった気持ちでということも一方ではお持ちいただけているものと認識しておるところでございます。

聖域なく持続可能なまちづくり、一方では子育てしやすいまちや教育のまち、そういった標榜する面ももちろん十分に配慮した上ではありますけれども、検討のほうは一旦はやはり聖域なく幅広く進めさせていただきたいということをお願いしたいことと、それと今回、実はこの骨子を今作業途中でお示しするのがいいのかどうか、非常に最後まで実は迷いました。まだここに載せていないことも多々、ですから、渡辺議員が同じようにこれとは思われることも、今後また追加で出てくる可能性も十二分にあるかと思えます。ですから、出し方もいろいろ内部でも町長まで何度もすり合わせしたんですが、やはり一体となってやっていくという意味から、この中から消える分もあれば追加もありますし、額も変われば内容も変わるということで、そういった意味できょうの時点ではご理解いただきたいことと、ご意見はまだまだ頂戴していきたいという基本姿勢は変わっておりませんが、やはり行財政改革というところの本質的なところのご理解を重ねてさせていただきたいと思しますので、その点よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）7ページの職員数の削減ということで2億4,000万円ほどですか、されているんですけども、正職員を削減して、それでまた臨時職員も削減するというふうな、1ページに載っています。現在でもすごく私、問題が多いと思うのは、正職員を削減して臨時職員がふえて、それで臨時職員の採用も3年間とかもう期限が決まっているというふうなことで、新しい人が入るということでは、そこではかなり事務のミスとかロスというんですか、やっぱり6カ月間ぐらい経験を踏むまでにはいろんなことをしているという、その辺の正職員のご苦勞みたいなものもありながら、すごく両方減らしていくというのは大変なことじゃないかなというふうに思います。今でもまだ残業が出ているというふうな状況の中で正職員を減らし、臨時職員を減らしていくというのは、もうちょっと大きな目で、正職員を長く雇える方をふやしてもらって、臨時職員というのは、やはりころころかわっていくというところでは、私は何か臨時職員がふえていくというのは効率的にはよくないのではないかなという、そういう効率的な面も考えて、それで正職員が疲労こんぱいして退職されたりとか病気になられたりというふうなことを少しでも減らしていくということからも、正職員をふやしていくというほうが最終的な効率に私はいくのではないかなというふうな感じ、今、職員の体制をいろいろと見ていてそんな感じがするんです。

臨時職員が入ってこれたら臨時職員を指導するというので、かなりいろいろと正職員が手をとられてはるというふうなところを見ることがありますので、その辺も大きく考えて効率的な方法というのを考えていただけたほうがいいのではないかなという、その辺、保育所でも多分そうだと思うんですよ。ころころ先生がかわるというふうなことでやはり効率が悪くなっていつてしまっているんじゃないかなという気がしますので、またよろしくお考えをお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）鱧谷議員と同じところなんですが、職員数のところ、一定人数を想定して出されていると思うんです。その人数を教えてくださいませんか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）今回の骨子の3ページをお開きください。

3ページの数値目標4、人件費の見直しのところの四角く枠で囲っているところの下、職員数に

つきましては、新規採用者数を定年退職のおおむね2分の1以内に抑制することによりまして、人数につきましては29年度当初の328人から平成34年度当初比で17人減の311人、これを一旦目標ということで今回掲げさせていただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと見落としていました。ありがとうございます。

こんなの部長の給与からしたら、新人にしたら2人ぐらい雇えるような給料かなと想像するんですが、よくわかりませんが、そう思うと、部長が大体退職になってくる年齢ですので、そういう経験のある人から新しい人にかわるわけですね。しかもとも給料も安くなる分では、1人やめたら2人入れてもいいぐらいのものがあるのではないかなと思うところです。

ですので、アルバイトとか嘱託とか長い目で見ることができないので、必要な職種のところはやはりきちんと正職を入れてほしいというのが要望です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂上巳生男君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町第3次行財政構造改革プラン等の取りまとめについての件を終了いたします。

次に、案件3、宿泊施設の誘致についての件を説明願います。明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、宿泊施設誘致に向けました奨励措置の充実と町有地貸し付けの一般公募につきましてご説明申し上げます。

資料は、A4、1枚物、A3、1枚物をよろしくお願いたします。

まず、リードのとおり、本町では宿泊施設を新設する事業者に対しまして奨励措置を講じ、宿泊施設を積極的に確保することによりまして、観光振興、にぎわい創出、雇用創出を図り、もって本町経済の活性化及び住民福祉の向上に資することを目的といたしまして平成28年10月に宿泊施設誘致条例を制定いたしまして、これまで誘致活動に鋭意取り組んでまいりましたが、残念ながら現時点で誘致にはまだ至っていない状況でございます。

当条例でございますが、平成32年3月31日を期限としておりまして、一定期間での成果を求めて集中的に取り組むこととして取り組んでございます。今般、他の自治体の取り組み状況や誘致活動で取得した業者からの情報等を参考にして、以下のとおり対応することによりまして誘致の達成に向けて取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

まず、1番のこれまでの経過でございます。平成28年10月に宿泊施設誘致条例を制定すると同時に、ホテル事業者等への営業活動を開始いたしました。また、平成29年4月からは、新規先への営業や一度回ったところへの再訪問、再電話を行い、平成29年10月現在、70件を超える事業者等に対する誘致活動を実施しているところでございます。

そこで、2番の対応策でございますが、営業を通しての声を参考に2つの対応策を想定しております。

まず、1つ目の対応策、奨励措置の充実でございます。同様の措置を実施する自治体間の比較においてその魅力を高めるため、競争力を高めるため宿泊施設誘致条例を改正したいと、このように考えております。

内容ですが、まず固定資産税奨励金及び借地料奨励金の交付期間をそれぞれ5年間から2年延長いたしまして7年間に延長し、競争力を高めてまいりたいと考えております。加えて、借地料奨励金の交付期間について、賃借する土地が町有地である場合は賃借の初日から営業開始の前日まで、これはつまり建設工事等の準備期間中と工事期間中ということが想定されますが、その建設期間等を交付期間に加えたいというふうに考えております。

次に、資料の右側2つ目の対応策といたしまして、町有地貸し付けの一般公募でございます。営

業を通しての声といたしまして駅前町の有地がないかという問い合わせを多数いただいたことから、6月の議員全員協議会におきまして、駅前北駐車場の10月末閉鎖後の活用といたしまして、宿泊施設の誘致候補地として活用していく旨の都市整備部からの報告どおり、当該土地を活用してまいりたいと考えてございます。

内容ですが、①と②はごらんのとおりとなりますが、③の貸し付け方法でございます。借地借家法第23条に基づく事業用定期借地権契約によりまして貸し付け、賃借期間終了後は更地返還を条件とするものでございます。

次に、④の貸し付け期間ですが、10年以上50年未満を設定し、事業者によりまして任意設定いただくものと想定しております。

次に、⑤賃借料等でございますが、公有財産規則に基づき最低価格、年間約260万円程度を設定の上、一般競争入札により業者を決定していきたいと考えてございます。

次に、大きな3番、今後のスケジュールでございます。

1点目、奨励措置の充実につきましては、ごらんのとおり12月定例会において宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例を上程の上、ご審議いただく予定でございます。

次に、2点目、町有地の一般公募の経過とスケジュールです。11月号広報紙及び町ホームページにて、熊取北自転車駐車場跡地を宿泊施設誘致建設候補地として活用する旨を既に周知させていただいております。また、あわせて今月6日より周辺住民等への周知ということで、現地に宿泊施設誘致建設候補地という看板を設置、対応してございます。あわせて、来月開催の町政連絡事務嘱託員連絡会にて全区長様への周知も予定してございます。そして、年明け1月4日より公募に係る一般競争入札の公告を町ホームページ等により周知し、1月9日より月末まで一般公募をかけてまいりたいと考えております。続いて、2月1日に開札を行い業者を決定し、契約手続、建築確認申請、工事期間を経て、20カ月から24カ月後、つまり順調に進みますと平成31年の年末から年明けの32年の前半に竣工、営業開始となる予定でございます。入札等の結果につきましては2月の議員全員協議会にてご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、説明とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）先日、前を通ったときに、駐輪場の横の土地に何か看板、ホテル予定地みたいなのを書いていたんですが、あそこはもう町の土地として一緒に一括してという話になっているのでしょうか。その辺のご説明お願いしたいんですけども。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）江川議員、今ご指摘いただいている土地というのは駐輪場の横の角地ということでよろしいでしょうか。

（「はい、角地」の声あり）

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）あちらの角地につきましては一般個人の要は私有地になってございまして、今建設されておりますのはその個人の方が別の目的で建設予定されております建物が建つ予定ということでございまして、ホテルとは関係ございません。ホテル建設予定地はもともとの駐輪場、そちらを想定しているということでご理解いただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ということは、あの土地は関係ないということですね。わかりました。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）このホテルは、高さ制限とかそういったものは何かあるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）高さ制限、あちらが近隣商業地域ということになっておりますので、要は建蔽率と容積率の設定がございまして。建蔽率が80%の容積率が

300%ということになっておりますので、952平米から割り戻して、その制限域までの高さが建てられるという、そういった内容になってございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂上巳生男君）以上で質疑を終わります。

これをもって、宿泊施設の誘致についての件を終了いたします。

本日の会議について、案件の終わられた皆様は途中退席していただいて結構です。

次に、案件4、住民票等証明書のコンビニエンスストアでの交付（コンビニ交付）の導入についての件を説明願います。山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）それでは、住民票等証明書のコンビニエンスストアでの交付（コンビニ交付）の導入についてご説明申し上げます。

住民票、住民票記載事項証明書、印鑑証明書、これらの証明書につきましては住民課窓口及び駅下にぎわい館並びに庁舎本館1階に設置の自動交付機にて交付しているところですが、この自動交付機の状況についてご説明いたします。

お手元の資料の1、自動交付機による証明書交付サービスについての①をごらんください。

自動交付機による証明書交付サービスは平成8年10月より開始しており、先ほどの説明のとおり、住民票、住民票記載事項証明書、印鑑証明書の交付を行っております。平日の午前8時から午後7時まで、土日祝日は午前9時から午後5時までご利用いただけることから、平成28年度実績では約8,500件、全体の約27%を処理しているところです。

次に、②契約満了に伴う更新等対応についてでございますが、自動交付機導入後おおむね5年ごとに機器更新を行ってきたところですが、現行システムは平成29年3月末をもって契約を満了しております。更新を行うべく業者への交渉を繰り返し行ったところですが、以下に記載しておりますとおり、自動交付機の開発はシステム業界として撤退方向にあることや、これにより更新費用がこれまでに比べ高額になることなどの理由から更新を見送り、本年度においてはリースアップした機器を保守契約することによりサービスを継続しております。しかし、30年度以降については品質保証が担保できないことから、この保守契約も行えない状況となっております。

これらの状況から、③結論として、自動交付機による証明書交付サービスは平成31年3月末をもって廃止し、住民サービスの低下を回避するべく、これにかわる新たなシステムとしてコンビニ交付の導入を行いたいと考えております。

それでは、コンビニ交付サービスについてご説明申し上げます。

資料の2をごらんください。

①事業概要でございます。コンビニ交付サービスは、全国のコンビニ等に設置されているキオスク端末で個人番号カード（マイナンバーカード）を利用し、利用者本人が各種証明書の交付までの手続を全て行うものです。交付する証明書の種類は、住民票、住民票記載事項証明書、印鑑証明書、戸籍謄本・抄本と戸籍の附票です。期待される効果ですが、窓口事務の負担軽減、サービス提供時間が拡大されるほか、全国のコンビニ等で利用でき利便性が増すこと、新たに戸籍謄本・抄本及び戸籍の附票の交付が可能となることから、住民サービスのさらなる向上と行財政改革が同時に実現するシステムと考えます。また、コンビニ交付システムの導入に際し国の財政支援を受けることができ、導入後3年間ではありますが、開発費の2分の1及び運用費の2分の1が特別交付税の対象となります。ただし、平成31年度までの措置となっております。

次に、近隣団体における導入状況でございますが、泉佐野市、和泉市、岸和田市が既に導入しており、大阪府内では21の市が導入済みで年内に稼働予定の団体もあることから、本年度末には府内の半数以上の自治体で稼働することになるシステムでございます。

次に、コンビニ交付と切り離すことのできない個人番号カード（マイナンバーカード）の所有者数でございます。平成29年10月末現在4,363人、人口比率10%の方が所有されています。また、4

月から10月の平均交付枚数は一月約60枚と、微増ではありますが申請手続きをされる方がふえているといった状況でございます。

それでは、実際導入に係る経費について、現段階では概算となりますが、ご説明申し上げます。

資料の2ページの②導入経費について、こちらの表をごらんください。中央に構築費、イニシャルコストと右側にはシステム利用料及び保守に係る経費、ランニングコストの年額です。イニシャルコスト3,000万円、導入以降必要となるランニングコストが年間420万円と見込むものでございます。ただし、先ほどの説明のとおり、平成31年度限りではありますが特別交付税措置の適用を受けることができ、この間に導入した場合それぞれの経費の2分の1が対象となるため、導入初年度は1,710万円、2年目、3年目は210万円が本町の実質負担額となります。1行下のその他経費ですが、コンビニ事業者への委託手数料が別途必要となります。29年度におきましては1件当たり115円であり、自動交付機と同等の交付率となれば約1万件の経費が必要と見込むところです。

次に、③の自動交付機撤去に伴う人的対応とコンビニ交付とのコスト比較を行った結果でございます。自動交付機稼働時間を職員で対応した場合、年間約840万円の経費が必要となることに比べ、コンビニ交付では、②で説明のとおり、特別交付税措置終了後においても420万円と約半分の負担で済むことになります。

以上の状況を踏まえ、導入に係る視点、考え方をまとめ、次のとおり方針を示すものです。

④の導入についてをごらんください。

自動交付機での証明書交付は、先進的な取り組みとして平成8年に開始し、これにより人員削減を行った経過がございます。自動交付機の廃止を余儀なくされた状況下において、住民サービスの向上、人件費削減等行財政改革の観点からの導入であること、また国の手厚い財政支援措置、特別交付税措置が平成31年度限りであること、これに伴う導入団体が大幅増加すると予想されることなどから導入時期を31年4月とすること、駅下にぎわい館での住民票等の証明書サービスについても、周辺にコンビニが所在することや1年余り周知期間がとれること、またコンビニ交付との併用は行財政改革の観点からも不効率であることなど総合的に判断し、駅下にぎわい館での住民票等の交付は、自動交付機とあわせ平成31年3月末をもって廃止すること、以上の方針に基づき、コンビニ交付の導入を進めたいと考えております。

最後に、3、今後のスケジュールでございます。

平成29年12月議会において関連予算案を上程する予定でございます。予算の承認をいただいた後、30年1月より業者選定準備を進めるとともに、住民への周知を速やかかつ丁寧に行ってまいります。年度末までにはシステム構築に係る業者決定及び業者委託契約を締結し、30年度においてシステム構築を行い、並行して条例、規則等の改正、またシステム稼働に係る各種試験を踏まえ、31年4月稼働に向け進めたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ちょっと確認なんですけれど、今、窓口業務と自動交付機と2つあって、窓口業務は引き続きやって自動交付機だけがコンビニ交付に変わるという、そういうことでよかったですか。

議長（坂上巳生男君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）本庁で証明書を発行しているものはそのまま窓口で継続して同じように証明書発行いたしますが、駅下にぎわい館でも証明書の発行を業務しております。これについては、住民票等の証明書についてはもうコンビニ交付の稼働と同時に廃止するというものです。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）証明書の発行に当たり、住民の費用負担というのは変化がありますか。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）他市町村、21団体大阪府内でコンビニ交付導入しておりますが、うち半分の

11団体がコンビニ交付についてはおおむね100円安く設定しておる団体。これは、意図しておるのは恐らくコンビニ交付のほうにお客さんを誘導したい、つまりマイナンバーカードの交付率をアップしたいというような意図があるのかなというふうに考えます。もう一つの半分の団体はそういうことをしておらないと、同一料金というところでございまして、本町の手数料の基本的な考え方は、やはり手数料につきましては同一のサービスについては同一の料金というのが基本だということであろうかと考えます。実際に価格差を設けておる団体で、じゃマイナンバーの交付率が大幅にアップしたのかというと、そういう声は聞いておらないというところでございますので、現状は同一料金で考えております。

ただ、他市町村のそういう状況等には視野を常に広げておきたいなというところでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。それと、コンビニはいろんなお店がありますよね。全コンビニ事業者ということでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）コンビニではセブンイレブンとローソン、ファミリーマート、サークルK・サンクス、この4つのコンビニでは全国大丈夫なんですけれども、あとは、それ以外にでもイオンやエコープ、日本郵政などでも一部取り扱いしているところがあるということで、コンビニが全て対応できるというところは先ほど申し上げました4つのコンビニでございます。

なお、本町にはセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、こういった店舗が全11店舗ございまして、そちらでは全てとっていただけるというようなシステムになります。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）先ほどの江川議員の手数料の件なんですけど、泉佐野市は窓口でしたら住民票の写し300円のところがコンビニでは200円で入手できるということで、先ほど理事がご説明ありましたように100円安く設定しているようです。本町としては同じ価格でいきたいというようなご説明があったかと思うんですけれども、やっぱり100円でも安くすることによってマイナンバーカードの推進になるかと、カードをつくる方がふえるのではないかなというふうに思っております、カードの推進とともに住民サービスの向上につながるかと思っておりますので、手数料についてはもうちょっと検討していただきたいなというふうに思っています。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）すみません。私、言葉が足りずでした。まだこれから検討していくところでございますので、決定したかのような言い方で申しわけございません。

議員おっしゃるところの意図があつて他市町村はそういう状況なんですけれども、現実にはいろんなところに今回調査をかけさせていただいたんですが、なかなかやっぱりマイナンバーカードの交付率の上昇に結びついてこないというところが現実のようでして、その辺、私も先ほど視野を広げておきたいというのは、常にそれは調査していかないかなのかなというところでございます。

もちろんそういうところはございますが、ただ一方で、先ほど言いましたように全体のコストが下がったのであれば、例えば住民票の手数料を今300円いただいているのを250円だとか、全体を下げるほうに働かせるほうがいいのではないかと考え方もあるかと思っておりますので、その辺はまた検討させていただければというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。窓口も安くすることも検討するということですね。ちょっと検討していただけたらと思います。

今、カードの交付についての利用を増進するという形で、今度からマイナンバーカードでコンビニ交付が実施されるということの広報等をしていくというご説明もあつたんですけれども、なかなかカードをつくるということに、通知カードが来ていてもまだ住民によっては、あれどこへやったかなとか、通知カードが来た分のマイナンバーカードをつくるということの、私自身もまだ最近、

すみません、つくったところなんです。カードをつくるというところにつき、その行為についての推進もあわせてしていけたらなと思っております、そういったコンビニ交付ができるという利便性ととも、カードのつくり方というんですか、それについての情報提供というか窓口案内、今やったらスマホで簡単に写真が撮れてできるという、そういった方法についての説明とか、そういったことも手間ですけれど窓口のほうでしていただけたらどうかなというふうに思うんですけれど、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）先ほどの説明でも申し上げましたとおり、予算を承認していただいた後、速やかに広報、周知活動にかかっていきたいと思っております。ですので、窓口に来られる方に対してそういった案内とかパンフレットを充実させるとか、そういったところで丁寧に説明をしていきたいと思っております。今現在でも、なくなったよとか当初に送ってこられた通知がなくても、実際窓口のほうでお申し出ただけたら申請書というのは別にプリントアウトしてお渡すことができます。そのときには、どのような手続きをしてください、写真はどうでというようなことを説明させてもらって、今現在もそのようにさせていただいております。

このシステム導入について承認いただけた後については、そういったところをまたパンフレット等もっとわかりやすいものを用意させてもらって1年かけて進めていきたいと、そのように考えております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）マイナンバーカードですけれど、やはり年齢が私たち上がってきますと、カードがいろんなところで発行されて、もう何か手元でどのカードが何かというふうなこともわけがわからなくなってくるというのがほんまに現実なんですよ。だから、これが重要でこれが重要でないとかそういうふうなところの感覚もだんだん年とってくると大変になってきますよね。こんなので便利ですよと言われても、何かカード自身をもうたくさん持っていることが怖いというふうな、やっぱり年齢が上がってくるとそういうカードをしますし、感じますのは、私もコンビニでカードを落としたことあるんですよ。JCBカードだったんですけれど、慌てて行って戻ってきたのは戻ってきたんですけれども、こういうカードを落としてしまうというふうなことの何か怖さみたいなのはすごく感じてしまいますので、その辺、重要なカードになればなるほど手元で持ち歩くというふうな、あらゆるところで使えるというふうな恐ろしさを感じてしまうんですけれど、これは私の意見だけです。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）お年寄りの方、確かに私の母親もそうですけれども、そういう面があるかと思いますが、今回住民票等の交付については、カードがなくても、先ほども課長が申し上げましたように役場の窓口で発行可能でございますので、お年寄りの方は、申しわけないですけれどもカードを持つのが不便であれば役場のほうに来ていただくと。ただ、カードを持っていたらお勤め先の近くのコンビニで発行できると、これは非常に便利なところかと思っておりますので、そういう使い分けをしていただければなというふうに、これでよろしいでしょうか。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂上巳生男君）質疑なしと認めます。

以上をもって、住民票等証明書のコンビニエンスストアでの交付（コンビニ交付）の導入についての件を終了いたします。

会議の途中ですが、ただいまより3時15分まで休憩といたします。

（「15時01分」から「15時15分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君） それでは、ただいまより会議を再開いたします。

次に、案件5、指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件を説明願います。庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） よろしくお願ひします。

それでは、5番目の指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についてご説明させていただきます。

お手元の資料、A4判両面になっております。

永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理候補者につきまして、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会の選考結果を踏まえ、候補者を決定しました。

決定の仕方ですが、まず1番目としまして応募団体、こちらが応募期間の中で5団体ございました。1番から株式会社ハウスビルシステム、2番、国際ライフパートナー株式会社、3番、ABC共同企業体、京阪園芸株式会社、最後にNPO法人樹恵会と、この5団体の応募がございました。

2番目としまして選定の経過といたしまして、平成29年7月31日に第1回選定委員会を開催しまして、その中で役員の選出、募集要項、仕様書を諮ったところでございます。その諮りました募集要項、仕様書に基づきまして9月1日から14日の間、町ホームページで募集し、募集要項等の配付を行ったところです。9月15日に募集要項等の説明会を実施いたしまして、9月29日から10月10日の間、応募書類の受け付けをしたところでございます。10月26日に第2回選定委員会としまして、応募団体からプレゼンテーション、採点候補者の選定を選定委員会で行ったところでございます。その後、選定委員会委員長から選定結果を町長に報告したところでございます。その後、選定結果をもちまして10月30日に指定管理候補者の決定を行い、選定結果を各応募団体に通知したところでございます。

次に、3番目、指定管理候補者、その中で決まりました業者様というのが、大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号、株式会社ハウスビルシステム、代表取締役坂下さんに候補者が決定いたしました。

次、裏面にいきまして2ページ目です。

4番としまして選定方法につきましてですが、第2回の選定委員会におきまして5団体によりまずプレゼンテーション、内容を説明20分、質疑を10分、計30分を実施した後、選定基準に基づき採点を行い、各委員の採点、ゆめの森公園で100点、熊取永楽墓苑で100点、計200点の合計点数、6名の委員がいらっしゃいますので1,200点満点で最高点数であった者を候補者として選定いたしました。

5番目としまして、採点の結果でございます。採点の結果につきましては、株式会社ハウスビルシステムが1,200点満点中907点、京阪園芸株式会社が901点、国際ライフパートナー株式会社が840点、ABC共同企業体が622点、NPO法人樹恵会が418点という結果になったものでございます。

6番目としまして、今後の予定についてですが、平成29年12月6日から始まります12月定例会へ上程させていただきまして、そこで議決をいただいた後、平成30年4月1日より永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者による管理を開始する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君） ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君） 会社名と点数がわかったんですけども、ハウスビルシステムはどういう印象なのかというのを伝えられるようでしたら伝えてください。

議長（坂上巳生男君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） 決まりましたハウスビルシステムにつきましては、現在も全国で20カ所ほど同様の公園から海釣り公園、その他、区民センター等の建物等の指定管理を実際やっておられる実績をお持ちになられております。そのほか、子どもたちの言語力、表現力、コミュニケーション

ン力向上をはがきで伝えるという社会貢献事業をやられておりまして、熊取町におきましても今提案されている内容としましては、町内5カ所の小学校がございますが、生徒数が約2,800人というところで、1年で全てというのは難しいところで、半分ずつ隔年で協賛していけたらという提案はいただいております。そのほか、先ほども言いましたが、指定管理者のいろんなところで実績をつくられているという中で、自主事業もさまざまな提案をいただいているところでございます。公園もあわせまして、あと墓苑につきましてもお墓参り代行サービスとか供花のお供え代行サービスとか、いろんな自主事業を提案いただいている業者でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）この5者の採点が発表されていますけれども、907点、901点、あと3位以下はちょっと差がついております。6点差というのは非常に微妙な差かなという気がします。できれば、上位2者の最高得点と最低得点、それぞれを幾らか教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）項目が7項目ほどありまして、どのような形でお知らせさせて……。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）トータルでいいですよ、トータル得点が幾らか。トータルというのは、採点者が6人いますよね。200点の配分ですけれども、6人の採点者の中で最低点と最高点、すみません。

議長（坂上巳生男君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）わかりました。公園、墓苑合わせまして200点満点中、1番目のハウスビルシステムの最高得点が184点、最低が76点、2番目の京阪園芸の最高得点が186点、最低が91点となっております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今お聞きしたら差が6点ということで、それぞれの最高得点は第2位の人、最低得点でも第2位のほうが上という点で、この採点自体で合計点で6点上やから候補者にするというのはちょっと厳し過ぎるかな。この6点差がもっとあるんだったら納得できるけれど、じゃなぜ第1位のところを町は選ぶことにしたのかということが明確に示せないといけないんじゃないですか。

6点差というのは、本来ならフィギュアスケートでも最高得点と最低得点を外して間の採点でやるというのがありますよね。そういうところから考えたら、本当にいいと判断されたのは幾らかということもあり得るわけで、今言った最高得点と最低得点の評価で見ると、ハウスビルシステムのほうがちょっとマイナス点があると評価した人がいるとしたら、やっぱり町として候補者とするのであれば、その差をどこでつけたかというのは点数だけでなく説明したほうがいいんじゃないでしょうか。それはどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）確かに、重光議員おっしゃられるように点数が6点差というところがございます。ただ、これにつきましては委員の点数によりまして客観的に数字がもう出ておりますので、その辺は6点、トップの方が一応候補者ということで決めさせていただきたいと思っておりますし、要項の中でもそういう形で決めるということで手続も進めてきているところでございます。

ただ、おっしゃられるように確かに実績等、今回の1位になった方が実績も20件以上の指定管理をやられてございます。また、2位の方は今のところ2件という実績でございます。それらも踏まえまして総合的判断として、本町の場合、委員も含めて委員会の中で検討させていただきまして、一番上位の客観的に数字が出たところということで委員長から町長にお示しさせていただいたという結果でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）町長に説明で、町長が点数だけで納得したのかどうか知りませんが、これだ

けの差しかなかったということについてのことで第1位のところを推薦したのであれば、これは6人の委員の最高点だからというのではなくて、やっぱり町から見てこの評価結果がいいかどうかというのは町がすべきやと思うんですよ。採点者に任せて6点差だったから1位がオーケーというのは、ルールだからそうじゃなくて客観的に見て本当にそうなのと、今から永楽ゆめの森公園をちゃんとしてもらえるところはどっちなのかというのは、それを評価をつけて6点差だけれどこっちを選んだというものがないと、ただ点数が6点やったから、それも907点と901点で、最高得点をとったところは186点で184点があるとしたらやっぱりこれはおかしいので、これはやっぱり選考委員に任せたところの都市整備部は仕方ないとしたら、町長がそれをどう理解してこれを選んだか、町長が選んだことになるんでしょから、その辺をちゃんと説明しないとちょっと納得できないんじゃないでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）おっしゃられるように、まずは指定管理料が2位のところより1位のところが少し安かった、これはもう微々たるものです。それであと、先ほどの指定管理件数が、1位のところが全国で20カ所程度現在もやっております。それも公園が8カ所、海釣り公園が5カ所、区民センター等の施設が6カ所、その他1カ所というところでございます。2位のところが全国で2カ所、ここは公園を2カ所やられているというところでございます。社会貢献提案、先ほども課長からご説明させていただきましたが、子どもたちの情操を育むために小学校へのはがきの寄附をやられているということで、社会的にも貢献されているというところでございます。また自主事業の提案につきましても、件数的に1位のほうが多かったというところもでございます。それと、自主事業の墓苑事業のほうでも、2位のところが2件に対しまして5件の自主事業の提案をされていると。それもお墓参りの代行、供花のお供えの代行、墓石の掃除代行等、それらも提案の中には金額等も示された中でこのような提案をしていきたいといったことで、大体具体的に示されているというところもございまして、委員の中でも、確かに言われるように2位のところの提案がよかったという意見も出てございます。ただ、最終的に全委員の中で今1番の候補となっているハウスビルシステムが適切じゃないかということで、結果として町長に提案させていただいたという経過でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今ご説明がありました。ほぼ理解したいと思えますけれども、やはりそれは都市整備部長のコメントとして、1位と2位のところはこうだったというものは1枚の紙でご説明していただいて、あつなるほどなところがあるようにしていただければありがたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂上巳生男君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件を終了いたします。

次に、案件6、町民会館分館の供用廃止並びに教育・子どもセンター執務部署の移転についての件を説明願います。立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）それでは、町民会館分館の供用廃止並びに教育・子どもセンター執務部署の移転についてご説明申し上げます。

本案件については、平成29年2月に策定された熊取町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な配置や効果的、効率的な管理運営を行うため、平成30年9月末をもって町民会館分館の供用廃止を行うこと並びに現在の分館利用者への対応を考慮し、教育・子どもセンターから執務部署の移転を行おうとするものでございます。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず、1の町民会館分館、以下、分館と略します。分館の供用廃止についてでございますが、(1)の分館(建物)の現状と課題についてご説明します。

分館は昭和56年以前の建築であるため、いずれは耐震診断並びに耐震改修が不可避であり、また施設及び設備も老朽化しており、この建物を存続させるためには今後多額の経費が必要になると見込まれます。

このため、(2)の課題対応への基本的な考え方でございますが、1つ目としては、熊取町公共施設等総合管理計画において、「他の施設との間で適正に機能分担が図れるよう、集約化・効率化を検討します」としており、今後予想される多額の経費に鑑み、分館の供用を廃止することとし、2つ目ですが、供用廃止に伴う分館利用者の活動に支障が出ないよう、他の公共施設の代替利用について万全の調整を行っていきたいと考えています。

なお、具体的な対応策については、(3)のとおり、これまでの分館利用者の活動状況を考慮し、分館の代替施設として考えられる公民館など他の施設の利用につき幅広く検討した結果、一部の利用者の移行先を教育・子どもセンターとし、それに伴い執務部署を2、教育・子どもセンター執務部署の移転のとおり移転しようとするものでございます。

続きまして、今後の教育・子どもセンターの利用についてでございますが、3ページの資料1をごらんください。

3ページは教育・子どもセンターの1階平面図になりますが、現在健康福祉部保育課と子育て支援課子育て支援グループが執務をしている場所に教育委員会事務局生涯学習推進課文化振興グループが入り、教育・子どもセンターの運営維持管理業務などを行います。なお現在、つどいの広場事業、ホームスタート事業、ファミリーサポートセンター事業を1階で実施しておりますが、この3事業につきましてはこれまでと同様に事業を継続することとし、今までどおりで変更はございません。

4ページをお願いいたします。

センター2階の平面図になりますが、現在の会議室を体育室に、これは平面図の左側になります。また学校教育課の執務場所をパーティションで仕切りし、会議室と埋蔵文化財収蔵庫等に変更し、分館の供用廃止に伴う一部利用者の代替場所とする計画をしています。

申しわけございませんが、資料の1ページにお戻りください。

今回の分館の廃止に伴う効果額としては、1の(4)のとおり3,376万円を見込んでおりますが、これには、平成30年度から34年度までの5年間の分館の運営や維持管理に係る使用料収入と歳出経費から算出した額に分館の処分利益を加え、そこから教育・子どもセンターの改修に係る300万円を差し引きした額となっております。また、参考としている1億5,200万円については、今後も分館を使用する際に必要と見込まれる耐震改修等の経費であり、供用廃止に伴い不要となることから将来的には効果額と考えられるものです。なお、効果額の内訳については2ページのとおりでございます。

次に、2、教育・子どもセンター執務部署の移転についてでございますが、(1)のとおり、教育委員会事務局学校教育課は役場北館2階へ、また(2)のとおり、健康福祉部保育課並びに子育て支援課子育て支援グループについては、ふれあいセンター2階及び3階への移転を計画しています。

具体的には、5ページの資料2をごらんください。

役場本庁舎2階の平面図でございますが、現在総務課が執務しております北館2階に学校教育課が移転し、それに伴い総務課が通路を挟んだ向かい側に移転します。

続きまして、6ページの資料3をごらんください。

ふれあいセンターの平面図でございますが、左側の2階部分に子育て支援課の子育て支援グループが移転し、それに伴い健やかグループが健やかルームの隣に移転し、また、保育課がふれあいセンター3階に移転します。

申しわけございませんが、もう一度資料の1ページにお戻りください。

3の今後のスケジュールについてでございますが、本日の議員全員協議会での説明の後、分館利用者への説明と調整を平成30年2月にかけて丁寧に行ってまいりたいと考えています。また、次の12月議会には、教育・子どもセンターから執務室を移転することに伴う経費を補正予算に上程いたします。続いて、平成30年2月号の町広報紙において教育・子どもセンター執務部署の移転等について掲載し、広く住民へ周知してまいります。また、平成30年3月議会には町民会館条例等の関係条例の改正等について上程いたします。これにより、平成30年4月1日には教育・子どもセンターの執務部署を役場本庁舎等へ移転するとともに、その後、平成30年9月30日に分館を供用廃止し、平成30年10月1日から代替施設である新教育・子どもセンターの供用を開始したいと考えています。なお、新施設の利用申し込みについては平成30年4月1日から受け付けを開始する予定です。

以上が町民会館分館の供用廃止並びに教育・子どもセンター執務部署の移転についての説明ですが、分館の施設利用や定期利用団体の現状につきましては、本日の資料の7ページから最終の8ページをご確認ください。

説明は以上とさせていただきます。ご理解、ご協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）数年前にも町民文化会館を売却するという計画で使用を中止にしようというのがありましたけれども、代替場所の確保ができないという状況で使用継続になりましたよね。今回の計画を見ると、若干体育室が小さくなっていますが、スペース的には確保されているなという感じがいたします。

それで、一つ気がかりなのは、今の分館の奥に狭いところから入っていく駐車場がありますよね。その駐車場はどうなるのかということと、こちらに移ったときに今ある教育・子どもセンターの駐車場はどの程度使用できるようになるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）教育・子どもセンターの駐車場ですが、今29台ございます。分館は14台ございます。台数的には今の分館より倍となっております。それで、NPO団体が主に使っているのは、午前中非常にたくさんの車が入っております。午後以降につきましてはかなり余裕があるという現状でございます。場合によっては子どもセンターのほうがいっぱいになった場合につきましては、今の分館の駐車場を一時期臨時駐車場として活用したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）もう一点だけ、今の利用者等への説明というのはいつごろからになる……。もう既にされているのでしょうか。その辺はどうなりますか。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）利用者の説明につきましては、本日の議員全員協議会が終わった後、年内に説明会を開催いたしまして、さらに個別に丁寧に説明もあわせてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）8ページのところに今現在利用されている団体の利用時間で、一番遅い時間帯になると10時までですね。9時まで使用というところもかなりの数の団体がありますけれども、この時間帯というのは新しく変わるものについてはキープできるのか、これは不可能になるのか、そこら辺は検討されていますか。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）すみません、ちょっと訂正お願いいたします。

8番の熊取社交ダンスクラブですけれども、この利用時間につきましては、まことにすみません
が18時から21時でございます。今、分館の使用時間につきましては午前9時から午後9時までとい
うことになっております。新しくできます教育・子どもセンターの使用時間につきましても、代替
施設ということもありますので同じ時間帯でというふうにも今のところ考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）前のときにも分館をどうするかという話し合いのときに、ダンスクラブが靴を履い
てダンスする場所がないというふうなことで、廃止しないでほしいという声が多く上がったと思
うんですけど、元遊戯室、そこはもう靴を履いていけるということで許可が出るんですよ。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）今度の体育室につきましても、社交ダンスができるようにするこ
とに考えております。それと、あわせて改修という形で、社交ダンスもできるような形のものを設置
するというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）ただいま体育室の利用でダンスの利用のこともあったん
ですけども、2階の体育室の下でNPOが事業を行っておりますので、若干やっぱり防音であるとか防振
対策が必要になってまいりまして、その意味合いで体育室の床面の上にウレタンのシートでありま
すとか若干、3層構造になっているものなんですけれども、そういった新しい素材を1枚敷かせて
いただいた上で利用を考えておりまして、それはメーカーのほうにも問い合わせたんですけれど
も、ダンスをしても大丈夫だということは確認しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）音楽室がなくなるわけなんですけど、21番のドラムサークル、これ、音楽室は代替
してどのようにお考えですか。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）分館の音楽室を利用している団体は1団体でございます。日曜日
の午前中、月3回程度ご利用されております。日曜日につきましてはNPO団体が利用されていないとい
うこともございますので、会議室の使用も視野に使用団体と調整していきたいというふうに考
えております。公民館の町民会館ホールの舞台などを使うこともできますが、まずは会議室での使用
ということで調整したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。何かどこか1室、防音室があったらいいのになと思
いました、どこかの施設に1カ所だけでも。それは要望としてお願いしたいなと思
います。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）確認なんですけれども、教育・子どもセンターができて定着して
きた中で今回見直すということになってしまっているんです。分館の耐震する費用を考
えてこういうことになったかと思うんですが、教育委員会がやっぱり本庁に
いてくれるほうが、移動してという不便性とかもありましたので、本
庁に事務室が執務室があるほうがいいのかというふうに思っております。そ
して、子育てにつきましてもワンストップでということで、もう全部、保
育課と、また子育て支援課もふれあいセンターでまとまっているほう
が住民も対応しやすいかなというふうに思っております。

ただ、今、分館のかわりになる今の現在の教育・子どもセンターを利用する貸し出しにつ
きまして、今皆さん委員からも意見がありました。議員からも意見がありましたが、全
ての団体が今まで

利用している、その稼働率も含めてこの部屋、貸し出し対象となっているのが体育室と会議室のこの2部屋だけになっていますけれども、これで十分今までの貸し出しに対応できる状況なのかというところの確認だけさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）本日の資料の7ページをごらんください。

資料4に施設利用状況というものを載せております。ここの利用率を町民会館分館、上側の表になりますが、体育室につきましては77.8%、会議室については47.4%でございます。こういったことから利用率が非常に多いということで、体育室と会議室を教育・子どもセンターに設けるということでございます。それ以外の利用率については0.8から8.6と、非常に低いということでございます。ただ、今現在分館を利用している中で、華道室を利用している団体が2団体ございます。この2団体につきましては、公民館の2階に和室がございます。その和室を利用させていただこうというふうに考えておりました、その点につきましてはまた調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）これ、場所の制約は仕方がないのかなと思うんですけれども、教育・子どもセンターの中に文化振興グループと埋文作業室とか、それから埋蔵文化財の収納倉庫等々そういう倉庫を置くということで、これ、煉瓦館とかの兼ね合いでうまくできなかったのかなと思うんです。この建屋の中は教育と子どもセンターということで、子どもに特化しているものやと住民の方も思っていると思うんですが、この辺については考慮はなされたのかなと思います。いかがでしょう。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）埋蔵文化財の事務所につきましては、以前から公民館の裏側に埋蔵文化財の整理室がございました。分館が平成25年4月に開館するときに、埋蔵文化財の場所を今の分館のほうへ移したということでございます。煉瓦館につきましては埋蔵文化財を収蔵する部屋がございません。今現在でもコンテナだけで、土器が入っているコンテナなんですけど、326箱ございます。それを移せる場所がないということでございます。

それと、教育ということでございますので、私は文化振興もやっておりますので、そういった文化財をただ収蔵するだけではなくて、小・中学校の調べ学習とかそういった形にも利用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂上巳生男君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、町民会館分館の供用廃止並びに教育・子どもセンター執務部署の移転についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、その他案件といたしまして、1点目ですが、お手元資料の2枚物になります。“熊取町×大阪体育大学”DASHプロジェクトにつきましてご報告させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

当該プロジェクトにつきましては、本年1月と3月に大阪体育大学より本町に対しましてスポーツ振興を基盤としたコラボレーションの申し入れというのがございまして、以降、企画部、教育委員会、健康福祉部、住民部の4部局の5人の理事で大阪体育大学と8回にわたる協議を重ね、大学側とも一定の方向性が定まってまいりましたので、今般、中間報告として議会にご報告させていただくものでございます。

それでは、縦1枚物の総括資料をごらんください。

まず上段、大阪体育大学の動きとしまして、平成27年、大体大50周年の節目として、10年先の2024年を目標年次とした大体大ビジョン2024を発表され、同ビジョンでは研究、教育、拠点づくりといった3つのビジョンを柱とした計画を発表され、翌年には同ビジョンを具体化する大体大DASHプロジェクトが発表されたところでございます。本年、平成29年は大体大が熊取町へ移転し29年が経過する年で、熊取町に対して協働プロジェクトのご提案がなされたところでございます。また、来年4月には全国に先駆けて文部科学省が推奨するスポーツ局を大学内に設置することが決まっております。若干スポーツ局につきまして補足させていただきますと、この組織といいますのは、文部科学省がスポーツに力を入れている大学に対しまして、自身の大学のスポーツ力を高めるだけではなく、スポーツによる地域振興を図るよう推進している事業で、平成29年度にまずは8校の枠で補助金申請を受け付けましたところ、大阪体育大学が全国数十の申請大学の中から採択されたという、そういったものでございます。

一方、熊取町の流れですが、図のとおり平成17年3月に町内4大学と包括連携協定を締結し、当該協定を根拠として、大体大とは運動、スポーツ、健康を中心とした分野でさまざまな事業を現在展開しているところでございます。そして来年、平成30年度、次の10年間のまちづくりの方向性、「住みたい 住んでよかった とともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」の実現に向けた第4次総合計画がスタートする年というふうになってございます。

このような両者の背景のもと、平成30年4月から“熊取町×大阪体育大学”DASHプロジェクトをスタートするものでございます。このプロジェクトによりまして、平成17年の包括連携協定を基本として両者の連携をより一層強固にするとともに、熊取町の健康増進及び町の活性化を図るため、運動、スポーツを通じて「永く楽しく元気に暮らせるまちづくりを協働で推進」を基本方針として進めるもので、昨今、大阪体育大学と連携協定を締結する近隣、貝塚市などの自治体と立地自治体としての差別化を図る、新たな連携と想定してございます。

次に、これまでの経緯ですが、本年1月と3月に大体大より町に対して連携の申し入れとプレゼンテーションによる説明があり、部長会において連携に向けての協議を行ったところでございます。その後、4月に関係4部局の理事によるプロジェクトを組織し、以降、5月のチームによる内部協議を経て、6月から11月にかけて大体大の担当責任者等と計8回の協議を行ってきたところでございます。その8回の協議を経た現時点の素案が、2番の連携概要となります。

恐れ入ります。別紙のカラー資料の1ページをお願いいたします。

こちらが、11月9日時点の“熊取町×大阪体育大学”DASHプロジェクトの素案となります。基本方針は、ごらんのとおり、先ほどご説明のとおりでございます。

まず、左側の熊取町の目標としまして5点掲げます。まず1点目、大学、学生が集う優位性のさらなる活用、2点目、多様な協働のまちづくりの推進、3点目、健康づくり・スポーツの効果の科学的検証、4点目、ライフスタイルに応じた健康づくり・スポーツの提案、そして5点目として、これらの取り組みによる医療費等の削減や健康寿命の延伸を目標とし、方向性として大阪体育大学の貴重な人材を生かし、住民誰もがそれぞれの年齢、興味、関心に応じて運動・スポーツを楽しむことができる機会を設け、医療費等の削減や健康寿命の延伸につなげていくというものでございます。

一方、右側の大阪体育大学側ですが、目標として、大学が有する資源を活用し、地域の活性化や健康増進、世界で活躍するアスリートや指導者、スタッフの育成・サポートの拠点整備に取り組み、次代の健康・スポーツ界を担う高度専門人材の育成、輩出を目指すものとし、方向性として、教育・研究成果を生かした地域のスポーツ振興と健康増進の事業拡充と、それに伴う健康・スポーツ環境づくりと人材育成に熊取町と協働で取り組むというものにしてございます。

この左右両者が「永く楽しく元気に暮らせるまちづくりの推進」という共通目標を達成するため、DASHプロジェクトを協働で推進し、下段のとおり、相互の目指すべきまちの姿、目指すべき大

学の姿への実現につなげていくというスキームで想定してございます。なお、大体大の目標等につきましては、現時点、大学評議会での承認前の内容となっておりますので、現在調整中ということで取り扱いをよろしく願いいたします。

では次に、ポンチ絵の中心にありますDASHプロジェクトの5つの具体的な事業となりますが、裏面をごらんください。

まず、1点目の運動・スポーツの推進です。こちらは、誰もがそれぞれの年齢、興味、関心に応じて運動、スポーツを楽しむことができる機会を設けることとし、主な取り組み事例としてごらんの3つを掲げてございます。

次に、大きな2点目、健康寿命延伸や医療費等の削減に向けた取り組みとして、体力測定会において測定した住民個人データを蓄積し、健康寿命の延伸や医療費等の削減につなげていくための方策等を検討するというもので、主な具体例としてごらんの2つを掲げさせていただいております。

次に、大きな3点目ですが、運動・スポーツ等施設の共同利用の検討です。こちらは、お互いが所有する運動等の施設の共同利用を検討するもの、また、スポーツ事業及び施設管理の協働事業を検討していこうというものでございます。

次に、大きな4点目につきましては職員による人事交流の検討ということで、来年4月に大学内にスポーツ局が開設され、今後、大学側が地域貢献組織を設置されることなども視野に入れて、人事交流の検討もあわせて行っていくというものでございます。

最後に、大きな5番目といたしまして、新たな施設整備の検討といたしまして、宿泊施設誘致条例を活用した宿泊付帯サービス施設の整備や、住民が利用できる町内スポーツ施設の整備の検討でございます。

以上の5点がプロジェクトの概要となりますが、大きな3番から5番につきましては比較的いろいろな面で影響の大きな事業ということも想定され、慎重に対応していく必要があるものと認識しておりますが、ただ一方では、3月末にプレス発表を予定してございますので、一定のインパクトということも考慮いたしまして、いずれの末尾にも「の検討」という表現を加えまして、今後、大学側としっかりと検討を進めてまいりたいという形態で臨みたいと考えております。

恐れ入ります。総括資料にお戻りいただきまして、3番の今後の予定でございます。

本日の議員全員協議会での中間報告としての概要説明でございます。この後、連携事業について精査し、当初予算への反映作業を必要に応じて行いまして、3月議会で最終形のご報告をさせていただきます。3月下旬にプレス発表としてプロジェクトの協働事業協定の締結式を行う予定というふうに考えてございます。

なお、現在4部局5人の理事による特命プロジェクトで対応しておりましたが、本日以降につきましては、予算を含め具体的な事業構想につきまして熊取創生プロジェクトチームに組織を変更し、対応していく予定というふうに考えております。

以上、報告とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）それでは、続きまして平成29年人事院勧告への対応につきましてご報告いたします。

お手元の1枚物の資料をごらんください。

平成29年8月8日付で人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われました。本町につきましては、従前より国公準拠の観点のもと、勧告に準じて給与制度を改定しておりまして、今回においても同様の対応を行うものでございます。

それでは、1番をごらんください。

1、民間給与との較差に基づく給与改正（平成29年度対応分）でございます。その下に人事院が全国の民間事業所を調査した結果を記載させていただいております。月額給与で、平成29年は民間企業が41万1,350円、国家公務員が41万719円となっており、国のほうが民間と比較してマイナス

631円となっております。賞与、ボーナスでは民間企業が4.42月、国家公務員が4.30月となっております、国のほうが民間と比較しマイナス0.12月となっている状況でございます。

このことを受けまして、本町におきましては勧告に準じた対応を行うものでございまして、改定内容といたしましては、①給料表の改定、平均引き上げ率0.2%、②賞与（期末・勤勉手当）の支給月数の引き上げ、年4.30月から年4.40月とするものでございます。その下は賞与の支給月数表でございまして、平成29年度の12月期につきまして、下線部分のとおり勤勉手当を現行0.85月から0.95月まで0.10月引き上げ、そして平成30年度以降は、6月と12月におのおの0.05月引き上げるものでございます。

続きまして、大きな2番、給与制度の総合的見直しによる改定（平成30年度対応分）をごらんください。

公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の人事院勧告時におきまして、国では平成27年4月から3年間で給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを実施しているもので、本町も同様に、勧告に準じて現在実施しているものでございます。

改定内容につきましては、（1）55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置の廃止で、現在実施しております給料級6級以上、部長・課長級になります。の55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置につきましては、平成30年3月31日をもって廃止となります。

（2）給料表水準の引き下げの際の経過措置の廃止でございまして、平成27年度からの給料の引き下げ改定に伴う平成27年3月31日時点の給料を保障する経過措置につきましては、こちらも現在実施しているところでございますが、平成30年3月31日をもって廃止となります。

裏面の2ページをごらんください。

（3）平成27年1月1日に抑制された昇給の回復というところでございますが、これは職員の定期昇給制度の改定でございまして、通常、職員の給料は毎年1月1日で4号級定期昇給いたしますが、平成26年の勧告を受けまして、平成27年1月1日の昇給につきましては3号級として、ちょうど4引く3の1号級分を抑制していたところでございます。これにつきましては、平成30年4月1日におきまして37歳に満たない職員につきましては、同日に1号級上位に調整、回復させるものでございます。

3番、改正が必要な条例につきましては、一般職職員給与条例でございます。

4番目、施行・適用日につきましては、月例給が平成29年4月1日から遡及して適用、賞与が平成29年12月1日から同じく遡及して適用で、先ほど申し上げた3つの給与の総合的見直し分につきましては平成30年4月1日施行でございます。今回遡及により生じる差額分の給与につきましては、平成29年12月27日支給予定でございます。

それから、今回の人事院勧告に伴う条例改正及び必要な人件費の補正予算につきましては、国からの地方公務員の給与改定通知以降となりますので、今後、国の動向を見きわめつつ対応を行うものとなりますが、本日大阪府に確認いたしましたところ、国からはあす11月17日付で勧告どおりに実施するよう内閣で閣議決定され、その日に市町村のほうに通知されるということで確認をとれておりますので、あすの国の通知後準備を進め、29年12月議会追加議案として上程させていただく予定でございます。

続きまして、5番目、その他をごらんください。

退職手当条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

人事院が行う調査の結果、国家公務員の退職手当の水準につきましては民間企業の水準を約78万円上回るという結果が出ております。これを受けまして、国においては国家公務員の退職手当の水準を民間企業の水準まで引き下げるよう国家公務員の退職手当法を改正する予定でございまして、国に準じて本町におきましても退職手当の支給水準の引き下げを実施するものでございます。

改定内容といたしまして、①でございまして、退職手当の支給水準の引き下げでございます。官民の支給水準の均衡を図るために退職手当条例において設けております調整率を引き下げるもので

ございまして、現行100分の87.0を100分の83.7まで3.3引き下げるものでございます。

施行日は平成30年1月1日でございます、この条例改正につきましても国からの地方公務員の退職手当に関する改定通知以降となりますので、今後、国の動向を見きわめつつ対応を行うものでございますが、給与の勧告と同様にあす11月17日に国から退職手当の改定に係る通知が行われる予定とのことでございますので、給与条例と同じく平成29年12月議会追加議案として現時点で上程させていただきます。

なお、退職手当条例につきましては、状況によりましては3月議会とさせていただきますので、補足させていただきます。

以上で、平成29年人事院勧告への対応についての報告を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）続きまして、山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）それでは、下水道事業会計における地方公営企業法適用の取組状況についてご説明いたします。資料はA4、1枚でございます。

まず、1点目の背景・経過でございますが、下水道事業会計については、平成27年1月27日付の総務省通知に基づき、本町におきましても平成30年度からの地方公営企業法適用に向け、平成27年度の基礎調査等の準備作業後、平成28年6月に地方公営企業法適用支援業務を株式会社ぎょうせい関西支社に委託し、鋭意業務遂行しているところでございます。このたび、業務委託期限の終盤を迎えてまいりましたので、本業務の進捗状況及び今後のスケジュールなどについてご報告するものでございます。

2点目の地方公営企業法適用の進捗状況でございますが、平成29年9月末現在において全体進捗率が75%となっておりまして、詳細につきましては表に記載のとおりでございます。

3点目の今後のスケジュールでございますが、12月議会におきまして下水道事業会計の公営企業法適用に伴う関係条例改正、平成30年3月議会におきまして地方公営企業法での平成30年度予算審査と経営戦略暫定版の公表、平成30年3月31日におきまして平成29年度下水道事業特別会計の打ち切り決算を行い、4月1日に下水道事業会計の公営企業法の適用開始を行うとともに、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の告示を予定してございます。

最後に、4点目の関係条例の改正でございますが、平成30年4月1日から下水道事業会計を地方公営企業法の規定の全部を適用させることに伴い、整備が必要な条例、規則、水道規程等の制定改廃を行うもので、下水道事業関連の例規については、水道事業と同様に例規集の第12編、公営企業に包含されることとなります。

以上で取り組み状況についての説明を終わりますが、議員の皆様方には、改めましてご案内申し上げますが、今後におきまして下水道事業会計の地方公営企業会計適用に向けました議員研修を予定してございますので、そちらのほうもご参加のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂上巳生男君）ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時16分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男